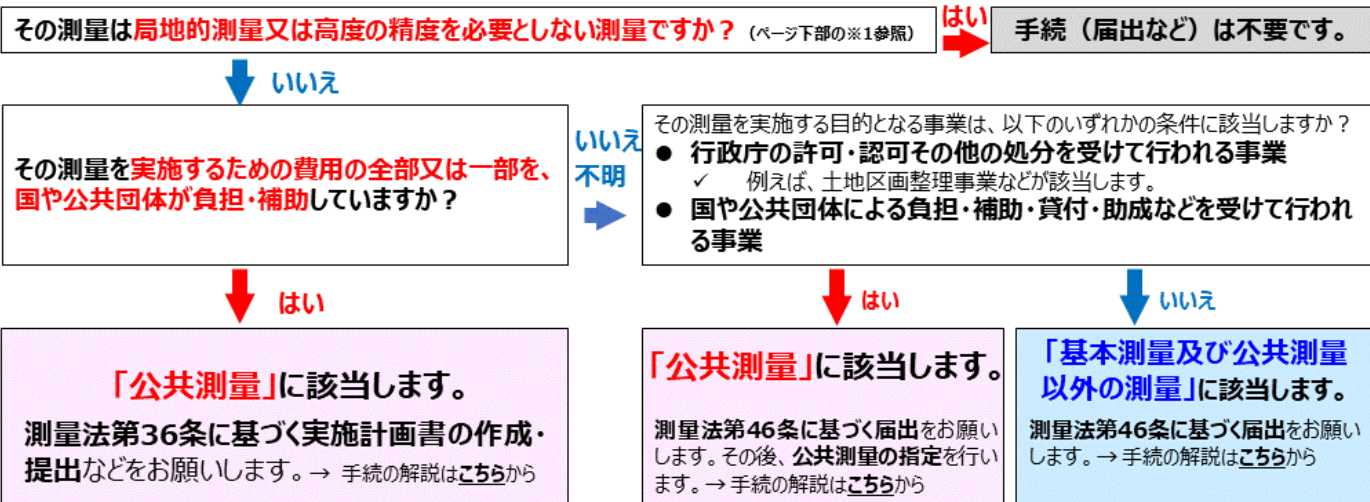


長崎県内で公共測量を実施する際は、長崎県知事に対し通知する必要があります。

以下のフローで確認し、公共測量に該当する場合は必要な手続きをお願いします。



※1 測量法に基づく手続（届出）が不要となる測量

1. 建物に関する測量（基準点2点以上使用する測量や大規模な団地などの測量を除く。）
2. 1/100万未満の小縮尺の地図を調製する測量
3. 横断面測量（測量地域が限られた小範囲の道路、河川等の横断面について、距離、高低差、水深等を測定し、その横断面図を描く測量）
4. 以下2つの条件を両方とも満たす測量
 - ① 測量の中で基準点（電子基準点を含む。）を全く使用しない、又は1点しか使用しない。
 - ② 測量の規模や実施範囲などが限定的である（ ）内は北海道の場合を示します。
7km²（10km²）未満の三角、地形、平面測量
6km（10km）未満の多角測量
10km（10km）未満の水準測量
5. 以下よりも精度の低い測量
 - 三角測量：三角形の角の閉合差が9 0秒又は辺長の較差がその辺長の1/2000
 - 多角測量：座標の閉合比が1/1000
 - 水準測量：閉合差が5cm±S（Sは路線長で単位はkm）
 - 地形測量又は平面測量：図上における平面位置の誤差が2mm

（注）3について
路線測量等において国家座標に基づき実施される横断面測量は公共測量に該当します。
（注）4と5について
既に実施された公共測量に追加し、又は修正するために行われる測量は公共測量に該当します。（例 地図修正、地図編集など）
また、起工測量でも公共測量に該当する場合があります。

★公共測量の通知

①公共測量実施の通知

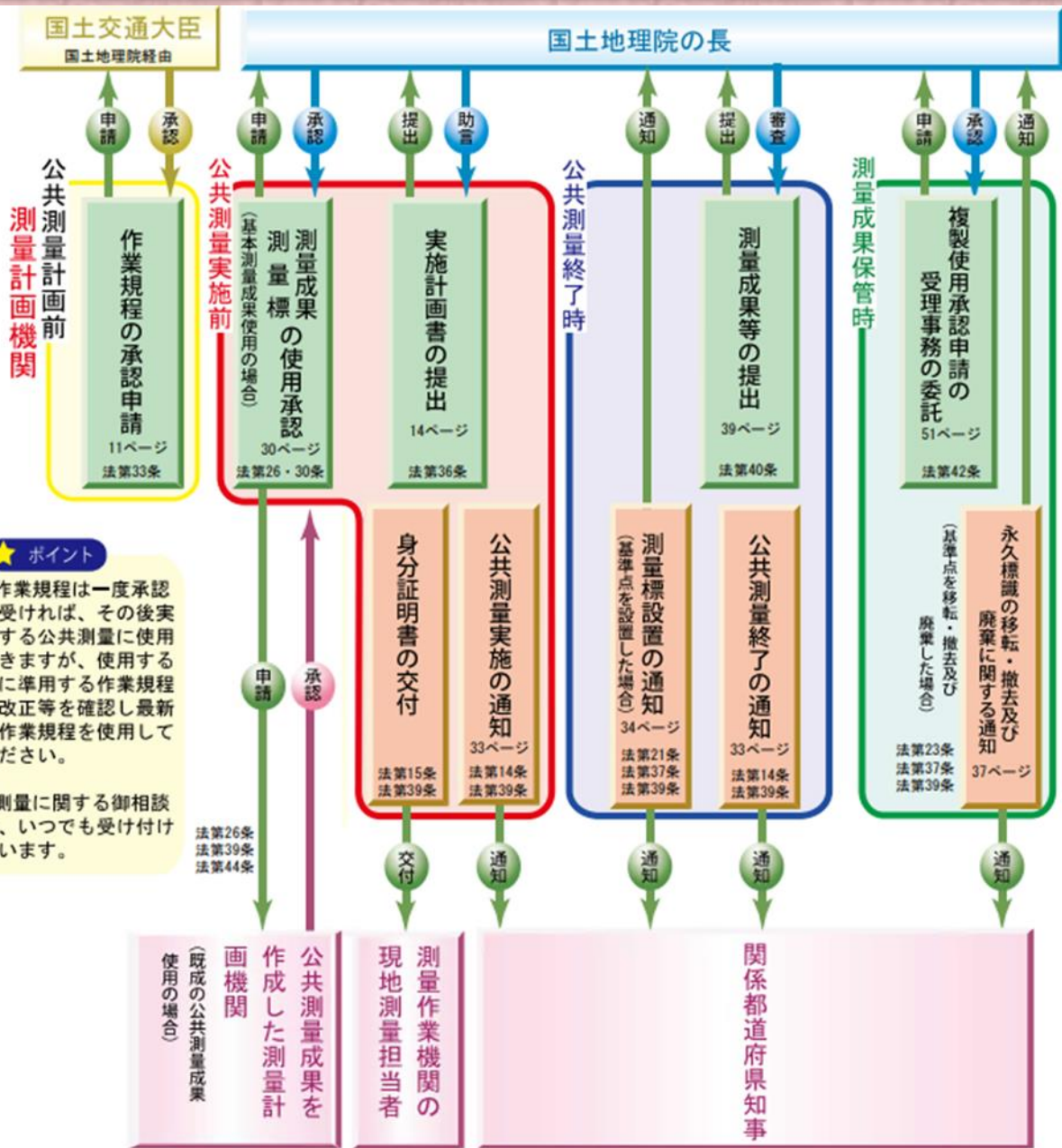
※作業開始日の**2週間前までに通知**をお願いします。

②公共測量終了の通知

③測量標設置の通知

④永久標識の移転・撤去及び廃棄に関する通知

★公共測量の手続き



測量実施直前の通知については、通知日が作業期間を過ぎることがないようにご注意ください。また、実施通知については、**作業開始日の2週間前までに通知をお願いします。**

★詳しくは下記ホームページをご覧ください。

◆問合せ先

長崎県土木部建設企画課インフラDX推進班
TEL : 095-824-1111(内線3028)
E-mail: Infra-dx@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県
公共測量
HP

